独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	菱洋エレクトロ株式会社		コード	8068
提出日	2022/4/4	異動（予定）日	2022/4/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	髙田　信哉	社外取締役	○													○		有
2	白石　真澄	社外取締役	○													○		有
3	大庭　雅志	社外取締役	○													○		有
4	青木　美知子	社外取締役	○													○	新任	有
5	木村　良二	社外監査役	○													○		有
6	秋山　和美	社外監査役	○													○		有
7	大井　素美	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	髙田氏は、前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有していることから、社外取締役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
2	該当事項はありません。	白石氏は、民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づき、経済・社会に対する幅広い見識を有しているため、社外取締役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
3	該当事項はありません。	大庭氏は、前職において、主に管理部門を歴任しながらCFOとして経営に携わった経験を有していることから、社外取締役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
4	該当事項はありません。	青木氏は、2022年4月26日に当社社外取締役に就任予定であります。前職において、商品企画部門に携わった経験を有するほか、人材開発会社での人材育成における高い実績を有しており、当社の社外取締役として適任であるとともに、当社の社外取締役に就任した際には、職務を適切に遂行いただけるものと判断しました。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
5	該当事項はありません。	木村氏は、長年にわたって弁護士として活動しており、その学識及び経験に基づき企業法務全般に関する高度な専門的知見を有していることから、社外監査役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
6	該当事項はありません。	秋山氏は、長年にわたって中央省庁に勤務した経験に基づく財務・会計に関する幅広い見識を有しており、他社においても監査役を歴任していることから、当社の社外監査役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。
7	該当事項はありません。	大井氏は、公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門知識と抱負な経験に基づいた多くの知見を有しており、他社においても監査役を歴任していることから、当社の社外監査役に選任しております。また、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、社外役員として果たすべき役割を適切に実施できる人物であると評価されるような客観的な独立性を有していると考え独立役員として指定いたしました。

４．補足説明

【社外役員選任基準】
当社は社外役員（社外取締役、社外監査役）候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を規定しております。
現在の社外役員の選任基準は、次のいずれの項目にも該当しないことを要件とします。

①当社グループの取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその2親等以内の親族
②直近5年以内に当社グループの主要取引先（※1）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
③当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
④直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者（※2）
⑤直近5年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者
⑥取締役の相互派遣関係にある者
⑦その他当社グループと重要な利害関係にある者

※1. 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。
※2. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問を指します。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。